



字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営農地整備事業舟川新地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和2年3月19日

入善町長 笹島 春



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「古黒部」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
入善町	舟川新	舟川	103の2、104の2

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
入善町	古黒部	道上	2636の1、2637、2638の1、2639の1

上記の区域内にある公有地の全部を含む。